

令和7年度宮城県産品アンテナコーナー設置業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度宮城県産品アンテナコーナー設置業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

首都圏・関西圏・東海地方・九州地方等のより多くの消費者やバイヤーと県産品の接点を創出し、県産品製造販売事業者の新規顧客獲得及び販路開拓（拡大）につなげ、事業者の自立的成長に向けた支援を目的とする。

4 業務内容

本事業における「県産品の接点創出」にあたっては、既存店舗等の中に宮城県産品アンテナコーナーを設置することとし、その名称は「食材王国みやぎアンテナコーナー」（以下、「宮城県コーナー」という）とする。

受託者は、宮城県コーナー設置・装飾・商品選定・商品管理・販路開拓（拡大）支援・広報・レジデータ分析等の業務を行い、実施にあたっては、事業実施場所となる店舗管理者と店舗利用に係る契約を締結し、店舗使用料及び運営に係る各種諸経費を支払う。

（1） 宮城県コーナー設置場所

首都圏・関西圏・東海地方・九州地方等の地域において、計5か所以上設置すること。

イ 首都圏

（イ） ターゲット及びコンセプト

地域特産品や新商品に興味を持つ消費者（外国人観光客含む）やバイヤーへ県産品の魅力を発信するため、全国から厳選した約4,000アイテムがエリア毎に集まる「食のテーマパーク」をコンセプトとする下記（ロ）の店舗にて、宮城県コーナーを設置し、新規顧客獲得及び販路開拓（拡大）を行う。

（ロ） 店舗

日本百貨店しょくひんかん（東京都千代田区神田練堀町8-2 CHABARA内）

（ハ） 期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで（7か月間）

（ニ） 商品数及び事業者数

延べ700商品程度、延べ200事業者程度

設置期間中1回以上の商品入替（2～4か月を1サイクル）を実施することとし、商品入替タイミング等は店舗管理者及び発注者と協議すること。

（ホ） イベント等の実施

出品者及び店舗管理者と調整の上、宮城県コーナー内におけるテストマーケティングやイ

ベントを月2回程度実施すること。

ロ 関西圏

(イ) ターゲット及びコンセプト

業務目的に照らし、地域消費者や県産品製造販売事業者のニーズ等を把握した上でターゲット及びコンセプトを提案すること。

(ロ) 店舗

(イ) で設定したターゲット及びコンセプトに合致する大阪市内（2か所以内）の店舗を提案すること。

(ハ) 期間

令和8年3月31日まで（延べ7か月）

ただし、1か所当たり1か月以上実施すること。

(ニ) 商品数及び事業者数

延べ240商品程度、120事業者程度

1か所当たり連続して4か月を超える期間で設置する場合は、設置期間中1回以上の商品入替（2～4か月を1サイクル）を実施することとし、商品入替タイミング等は店舗管理者及び発注者と協議すること。

ハ 東海地方、九州地方等

(イ) ターゲット及びコンセプト

業務目的に照らし、地域消費者や県産品製造販売事業者のニーズ等を把握した上でターゲット及びコンセプトを提案すること。

(ロ) 店舗

(イ) で設定したターゲット及びコンセプトに合致する名古屋市内（東海地方）及び福岡市内（九州地方）を含む延べ3か所以上の店舗を提案すること。

ただし、3か所目以上の店舗については首都圏等の他地域も可能とする。

(ハ) 期間

令和8年3月31日まで（延べ7か月）

ただし、1か所当たり1か月以上実施すること。

(ニ) 商品数及び事業者数

延べ240商品程度、120事業者程度

(2) 宮城県コーナー設置及び装飾

業務目的を遂行するための効果的なレイアウトを提案すること。また、「食材王国みやぎ」が伝わる視認性が高い宮城県コーナー設置となる装飾とし、陳列した全ての商品が来店者に見えやすく、手に取りたくなる工夫をすること。

なお、必要な什器や備品等については、店舗管理者と協議し手配及び配置すること。

宮城県コーナー設置2週間前までに、会場装飾・ポップ等の制作物を発注者へ電子データにて納品すること。

(3) 商品選定

受託者は、宮城県コーナー設置における戦略的な販路開拓（拡大）を見据えた商品リスト案を作成し、店舗管理者及び発注者と協議の上、商品選定を実施すること。

なお、商品選定にあたっては、広く出品者募集を行うこととし、出品商品のうち2割程度は県及び関係団体受賞商品、県事業活用による開発商品等の発注者が指定する商品を取り入れること。

イ 出品者募集及び商品リスト案の作成

- (イ) 出品事業者募集開始の1週間前までに出品要領、出品募集チラシ及び申込書を作成の上、出品者を募集し、申込の受付及び取りまとめを行うこと。
- (ロ) 募集期間は2週間程度設けること。
- (ハ) 募集方法の詳細は、発注者と協議の上、決定すること。
- (ニ) 出品者は次の要件を全て満たす者とする。
 - ・宮城県内に事業所を有する法人又は個人であること。
 - ・宮城県産品の生産、製造又は販売を行っていること。
- (ホ) 出品申込者含む商品リスト案を作成すること。
- (ヘ) 商品選定後、出品申込者へ出品決定・見送りに係る連絡を実施すること。

ロ 発注者が指定する商品（一例）

- (イ) おいしい山形・食材王国みやぎ新商品アワード
- (ロ) 「食材王国みやぎ」推進優良活動表彰
- (ハ) 宮城県水産加工品品評会
- (ニ) 宮城県清酒鑑評会
- (ホ) 本場仙台味噌・醤油鑑評会

(4) 商品管理

イ 商品リスト作成

商品管理を行うための台帳を宮城県コーナー設置店舗ごとに作成し、発注者へ報告すること。

ロ 仕入れ

受託者は、出品者と販売に係る契約を締結すること。

仕入れ方法（消化仕入れ、買取仕入れ）はいずれの方法も妨げないが、買取りで在庫が発生した場合は、受託者が在庫処理を行うものとする。

仕入れ及び納品方法は、店舗管理者と協議を行い決定すること。

ハ 販売

店舗管理者に対し、販売手数料が発生する場合は、出品者の利益還元につながるよう店舗管理者と十分に交渉すること。

なお、受託者による販売手数料の徴収は認めない。ただし、受託者が管理・運営する店舗を宮城県コーナー設置場所とする場合は、この限りではない。

継続購入や購入量の増加につながるような取組を提案し、設置期間にわたって商品の欠品が生じないよう細心の注意を払うこと。

販売において、発生したトラブル等（消費者からのクレーム等）については、受託者が店舗管理者や出品者と協力して解決にあたるとともに、発注者へ密に報告を行うこと。

ニ 売上金

各店舗からの売上金を、各出品者へ遅滞なく入金すること。

クレジット、電子マネー、ポイント等を利用した販売の際に発生する手数料、集金・入金システム使用料等の宮城県コーナー設置に係る各種手数料は、受託者の負担とする。

ホ その他

宮城県コーナー設置店舗内で破損品が生じた場合の商品購入等の費用は、店舗管理者と受託者で協議し負担決定をすること。

（５） 販路開拓（拡大）支援

設置店舗の地域バイヤーへ宮城県コーナー設置の周知を行うとともに、出品者ニーズをもとに該当バイヤーへ個別周知を行うなど、出品者の販路開拓（拡大）に効果的なバイヤーを月５社程度招へいすること。

周知先バイヤーは、次に掲げるいずれかに当てはまる仕入企業に所属する者を優先とし、周知先及び取組内容の記録を残し、発注者へ報告すること。

- ・全国各地の食材や特産品の発掘、商品企画及び販売に積極的に取り組む卸売業者等
- ・知名度の高い百貨店、高級スーパー、外食、通販等
- ・コロナ禍等においても業績好調な業態や今後の成長が見込まれる業態等

（６） 広報

宮城県コーナー設置情報の広報や取扱商品の認知度向上、集客促進につなげるため、店舗開設前及び期間中において、ＰＲチラシの作成及び配布、各種メディアや広告等、最大限の事業効果につながる手法により周知を実施すること。

なお、効果的に周知する媒体を提案し、発注者と協議の上、広報を実施すること。

（７） レジデータ

原則、１か月ごとに宮城県コーナー設置店舗のレジ客数、宮城県コーナーに係るレジデータ（商品数、売上額等）の集計及び分析を行い、翌月１５日までに発注者へ報告すること。

なお、令和８年３月分のレジデータについては、令和８年３月３１日までに提出すること。

（８） 各種記録

宮城県コーナー設置期間中の店舗内風景等の定期的な記録写真の撮影及び本事業が取り上げられたメディアの記録を行い、その都度、発注者へデータ納品をすること。

納めるデータの形式は、必要に応じ発注者と協議の上で決定すること。

(9) 自己診断カルテ

受託者は出品者に対し、宮城県コーナー出品前及び出品終了後それぞれにおいて、別記様式の自己診断カルテの記入を求めること。

なお、別記様式の自己診断カルテについては、宮城県コーナー出品前及び出品終了後それぞれ3週間以内に発注者へ報告すること。

なお、令和8年3月分の自己診断カルテについては、令和8年3月31日までに提出すること。

(10) 出品者アンケート

各出品者に対して、商品入替時又は出品終了時にアンケートを実施し、翌月の月末までに発注者へ報告すること。アンケート項目については、発注者と協議の上、決定すること。

なお、令和8年3月分のアンケートについては、各出品者への依頼までを委託期間中に行い、その回収及び集計方法については、発注者の指示に従うこと。

(11) 業務実績報告

業務完了後は速やかに業務完了報告書を指定様式で郵送により発注者に提出すること。加えて、委託期間を通じた業務実施結果及び業務運営を通じて見出された、今後の「宮城県コーナー」の課題や考察等をまとめた実績報告書を作成しPDF形式で郵送及び電子メールにより発注者に提出すること。

5 成果物

(1) 提出物

提出物名称	様式・提出数	提出方法	提出期限
出品要領、出品募集チラシ、申込書	任意様式・電子データ	電子メール	出品者募集開始1週間前
商品リスト案	任意様式・電子データ	電子メール	適時
商品リスト（台帳）	任意様式・電子データ	電子メール	適時
広報（PRチラシ等）	任意様式・電子データ	電子メール	適時
会場装飾、ポップ等の制作物	任意様式・電子データ	電子メール	設置2週間前
販路開拓（拡大）支援記録	任意様式・電子データ	電子メール	適時
レジデータ	任意様式・電子データ	電子メール	原則1か月ごとのデータを翌月の15日まで(※)
各種記録	任意様式・電子データ	電子メール	適時
自己診断カルテ	別記様式・電子データ	電子メール	表面：宮城県コーナーへの出品3週間前まで
			裏面：宮城県コーナーへの出品3週間後まで(※)
出品者アンケート	任意様式・電子データ	電子メール	翌月の月末まで(※)
業務完了報告書	指定様式・紙媒体1部	郵送	令和8年3月31日
実績報告書	任意様式A4版・紙媒体3部及び電子データ	郵送及び電子メール	令和8年3月31日

※ 令和8年3月分に係る提出物については、令和8年3月31日までに提出すること。

(2) 提出先

宮城県農政部食産業振興課県産品販売支援班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1
電子メール：s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp

6 留意事項

- (1) 本業務の作業体系について、再委託の有無を含めて企画提案書に記載すること。再委託する場合は、再委託先の名称、住所、再委託理由、再委託予定金額、業務の役割分担及び業務の履行能力等についても企画提案書に記載すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守するとともに、本業務による成果物については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。

- (3) 成果物の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。また、成果物に係る著作者人格権について、受注者は、発注者が認めた場合を除き行使できないものとする。
- (4) 受注者は、この業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、この業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 受注者は、この業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、業務着手前に発注者と十分な打合せを行い、業務内容について確認を行うこと。
- (7) 本仕様書に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、発注者と協議の上、適切に対応すること。ただし、本仕様書に明記のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。